

建築士事務所を登録されている業者様へ

平成20年11月28日の改正建築士法施行により、従事されている建築士様に講習会の受講などが義務付けられます。

1. 一級、二級、木造建築士定期講習会

対象：従事されている一級、二級または木造建築士の方すべて

受講期間：平成24年3月31日までに受講のこと

以降、3年ごとに受講が義務付けられます。

お問い合わせ (財) 建築技術教育普及センター (TEL 03-5524-3105)

2. 管理建築士資格取得講習会

対象：従事されている管理建築士の方

受講期間：平成23年11月27日までに受講のこと (受講は1回のみです)

これから建築士事務所を登録する場合は、事前に受講が必要となります。

お問い合わせ (財) 建築技術教育普及センター (TEL 03-5524-3105)

3. 設備設計一級建築士資格取得講習会

対象：下記の設計を行う一級建築士の方

適用：平成21年5月27日以降設備設計されたものについて、設備設計一級建築士の関与が義務付けられます。

(平成21年5月27日以前に設備設計されたものについては、平成21年11月27日までの間は建築確認申請可)

設備設計一級建築士となると、以降3年ごとに講習受講が義務付けられます。

お問い合わせ (財) 建築技術教育普及センター (TEL 03-5524-3105)

設備設計一級建築士の関与対象となる建築物

階数3階以上、且つ床面積5,000㎡超の建築物

4. 構造設計一級建築士資格取得講習会

対 象：下記の設計を行う一級建築士の方

適 用：平成21年5月27日以降構造設計されたものについて、構造設計一級建築士の関与が義務付けられます。

(平成21年5月27日以前に構造設計されたものについては、平成21年11月27日までの間は建築確認申請可)

構造設計一級建築士となると、以降3年ごとに講習受講が義務付けられます。

お問い合わせ (財) 建築技術教育普及センター (TEL 03-5524-3105)

構造設計一級建築士の関与対象となる建築物

一級建築士の独占業務に係る建築物のうち、以下のもの。

- ① 高さ 60m以上の建築物
- ② 高さ 60m以下の建築物で以下に該当するもの
 - ・ 木造の建築物 (高さ 13m超または軒高 9m超)
 - ・ 鉄筋コンクリート造の建築物 (高さ 20m超)
 - ・ 鉄骨鉄筋コンクリート造の建築物 (高さ 20m超)
 - ・ 鉄骨造の建築物 (4階建て以上、高さ 13m超または軒高 9m超)
 - ・ 組積造の建築物 (4階建て以上)
 - ・ 補強コンクリートブロック造の建築物 (4階建て以上)
 - ・ 柱間隔が一定以上ある建築物や耐力壁が少ない建築物等これらに準ずるものとして国土交通大臣が指定したもの (平成 19 年度国土交通省告示第 593 号に位置づけているもの)